

平成 30 年

第 2 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

自 平成30年 2 月19日 (月) 開 会

至 平成30年 2 月20日 (火) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第2回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	3
○ 応招議員名簿	4
○ 2月19日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
議長の選挙	13
会議録署名議員の指名について	15
会期を定めることについて	15
議案審議	15
○ 2月20日（議事日程第2号）	41
議案審議	44

宮古島市告示第14号

平成30年第2回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成30年2月9日

宮古島市長 下地敏彦

1 期 日 平成30年2月19日（月）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

（1）宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票
条例の制定について

宮古島市告示第15号

平成30年2月19日招集の平成30年第2回宮古島市議会（臨時会）に付議する事件を、次のとおり追加する。

平成30年2月15日

宮古島市長 下地敏彦

- 1 追加付議事件
 - (1) 議長の選挙

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 1 1 号	宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は 廃止計画に関する住民投票条例の制定について	市 長	平成30年 2月19日	平成30年 2月20日	否 決
選挙 第 1 号	議長の選挙	/	"	平成30年 2月19日	当選人 佐久本洋 介

開会日（平成30年2月19日）に応招した議員

佐久本	洋介	君	高吉	幸光	君
上地	廣敏	〃	國仲	昌二	〃
新里	匠	〃	友利	光徳	〃
平	百合香	〃	上里	樹	〃
仲里	夕カ子	〃	下地	勇徳	〃
島尻	誠	〃	栗国	恒広	〃
平良	和彦	〃	平良	敏夫	〃
下地	信広	〃	山里	雅彦	〃
砂川	辰夫	〃	棚原	芳樹	〃
我如古	三雄	〃	濱元	雅浩	〃
前里	光健	〃	眞榮城	徳彦	〃
狩俣	政作	〃			

平成 30 年

第 2 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成30年 2月19日 (月) 初 日

(議案上程、説明、聴取、質疑、(付託))

平成30年第2回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

平成30年2月19日（月）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
2月19日	月	本会議	議長の選挙 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第11号の上程、説明、聴取、質疑、条例制定請求代表者による意見陳述、付託	
2月20日	火	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	

会期＝2日間

議 案 付 託 表

平成30年2月19日（月）第2回臨時会

委員会名	議案番号	件 名
総務財政委員会	議案第11号	宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定について

平成30年第2回宮古島市議会臨時会会議録

平成30年2月19日

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(23名)

(散会=午後2時08分)

議長(21番)	佐久本 洋 介 君	議員(11番)	高 吉 幸 光 君
副議長(17〃)	上 地 廣 敏 〃	〃(12〃)	國 仲 昌 二 〃
議員(1〃)	新 里 匠 〃	〃(13〃)	友 利 光 徳 〃
〃(2〃)	平 百合香 〃	〃(14〃)	上 里 樹 〃
〃(3〃)	仲 里 夕力子 〃	〃(15〃)	下 地 勇 徳 〃
〃(4〃)	島 尻 誠 〃	〃(16〃)	栗 国 恒 広 〃
〃(5〃)	平 良 和 彦 〃	〃(18〃)	平 良 敏 夫 〃
〃(6〃)	下 地 信 広 〃	〃(19〃)	欠 員
〃(7〃)	砂 川 辰 夫 〃	〃(20〃)	山 里 雅 彦 〃
〃(8〃)	我如古 三 雄 〃	〃(22〃)	棚 原 芳 樹 〃
〃(9〃)	前 里 光 健 〃	〃(23〃)	濱 元 雅 浩 〃
〃(10〃)	狩 俣 政 作 〃	〃(24〃)	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	下 地 敏 彦 君	総務部次長	上 地 成 人 君
副市長	長 濱 政 治 〃	兼 総 務 課 長	宮 國 博 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	教 育 長	仲 宗 根 均 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	教 育 部 長	

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	狩 俣 篤 希 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

平成30年第2回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

平成30年2月19日（月）

	平成30年第1回宮古島市議会臨時会で議決した「相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する意見書、抗議決議」の計2件については1月18日付で関係機関へ送付した。
	宮古島市監査委員の砂川正吉委員、棚原芳樹委員の両名から平成29年12月分の例月出納検査結果報告があった。
1月19日	沖縄県農業協同組合宮古家畜市場で開催された「平成30年宮古家畜市場初セリ式典」に上地廣敏副議長が出席した。
1月23日	那覇市内で開催された「全日本トライアスロン宮古島大会特別協賛社新年会」に上地廣敏副議長が出席した。
1月29日	宮古島市役所平良庁舎6階会議室で「平成29年度宮古島市議会議員研修会」を開催した。同研修会では、沖縄県離島振興市町村議会議長会及び沖縄県町村議会議長会の事務局長、石垣安秀氏に「議会運営の基本的な事項について」ご講演いただいた。
1月30日	1月28日に嵩原弘議長が死亡したことに伴い議員に欠員を生じたので、公職選挙法第111条第1項第3号の規定により、上地廣敏副議長が宮古島市選挙管理委員会に宮古島市議会議員の欠員について通知した。
1月31日	元伊良部村議会議員、濱川孝之氏、元城辺町議会議員、新城武雄氏の両名への「死亡叙勲伝達式」を宮古島市役所平良庁舎6階応接室で開催し、上地廣敏副議長から遺族へ叙勲の伝達を行った。
2月 2日	<p>浦添市でだこホールで開催された「第166回沖縄県市議会議長会定期総会」に上地廣敏副議長が出席した。同定期総会では沖縄県市町村自治会館管理組合議会議員及び沖縄県市町村総合事務組合議会議員の補欠選挙が行われ、両議会議員ともに大田守糸満市議会議長が選任された。そのほか、平成30年度の年間事業計画及び予算のほか3件の議案が可決された。そのうち3件の議案、①在沖米軍基地の負担軽減について、②日米地位協定の抜本的な改定について、③鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入については、第93回九州市議会議長会定期総会への沖縄県市議会議長会の提出議案とすることと決定した。</p> <p>また、同定期総会では議員表彰もあり、本市議会から議員20年以上で垣花健志前議員及び仲間頼信前議員が、議員16年以上で前里光恵前議員が表彰された。</p>
2月 6日～ 8日	6日、東京都全国町村議員会館で開催された「全国離島振興市町村議会議長会平成29年度第2回総会」に上地廣敏副議長が出席した。同総会では会務報告の後、平成30年度事業計画及び収支予算が可決された。同総会に引き続き離島振興に関する研修会が開催され、佐藤正一国土交通省国土政策局離島振興課長による「平成30年度離島振興対策予算について」の講演があった。

	<p>7日、先島市町村議会議長会の「平成29年度行政視察」が静岡県三島市で実施され、上地廣敏副議長が参加した。同行政視察では、街中がせせらぎ事業について視察研修を行った。</p>
2月9日	<p>下地敏彦市長から平成30年第2回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。</p> <p>北小学校体育館で開催された「平成30年宮古スポーツ振興表彰式」に上地廣敏副議長が出席し、祝辞を述べた。</p>
2月10日～ 14日	<p>10日～11日、新潟県上越市で開催された「中村十作氏生誕150年記念交流会」に上地廣敏副議長が参加し、交流を深めた。</p> <p>13日、都内ホテルで開催された「全国市議会議長会第161回建設運輸委員会」に上地廣敏副議長が出席した。同委員会では、海谷厚志国土交通省大臣官房会計課長による「平成30年度国土交通省予算の概要について」ほか1題の講演があった。そのほか、事務報告に引き続き、「平成29年度建設運輸委員会要望結果の概要について」ほか2件についての協議がされ、承認された。</p>
2月15日	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日2月19日及びあす2月20日の2日間とするのが適当であると決した。</p> <p>また、同委員会では、髙原弘議長が死亡したことに伴う「議長の選挙」の取り扱いについても諮問したところ、追加の告示を依頼し、本日2月19日の会議の冒頭で投票により行うことと決した。</p> <p>なお、同委員会では「議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定について」に係る委員会付託及び条例制定請求代表者の意見陳述の日時等の事項についても諮問したところ、①議案第11号は総務財政委員会に付託すること、②条例制定請求代表者の意見陳述は本日2月19日、午後1時30分から宮古島市議会議事堂で行うこと、③意見陳述をする条例制定請求代表者の数は3人以内、意見陳述をする時間は全体で30分以内とすること、④条例制定請求代表者の意見陳述に対する質疑は行わないこと、⑤条例制定請求代表者の座席は議長席に向かって左側の部長席を使用すること、と決した。</p> <p>議会運営委員会において「議長の選挙」については、追加の告示を依頼することと決したので、上地廣敏副議長が直ちに下地敏彦市長宛て「付議事件の追加告示について」の依頼を行った。</p> <p>下地敏彦市長から「議長の選挙」を付議事件として追加告示した旨の通知があった。</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による平成30年第2回宮古島市議会臨時会提出議案事前説明がされた。</p> <p>また、同協議会では議会運営委員会において決した事項の報告をした。</p>
2月18日	<p>宮古島市文化ホールで開催された「宮古島市の教育を語る市民大会」に上地廣敏副議長が出席し、挨拶を述べた。</p>

以上

平成30年第2回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

平成30年2月19日（月）

2月19日	<p>休憩中、地方自治法施行令第98条の2第1項及び第3項の規定により意見陳述をする旨の申し出のあった条例制定請求代表者、岸本邦弘君、近角敏通君、松田さや君に「地方自治法第74条第4項の規定による条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について」の通知を行った。</p> <p>また、地方自治法施行令第98条の2第1項の規定により「条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について」の告示及び公表を行った。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-------	--

◎副議長（上地廣敏君）

ただいまから平成30年第2回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に申し上げます。去る1月28日、髙原弘議長がご逝去されました。つきましては、髙原弘議長のご逝去に対しまして哀悼の意を表し、そのご冥福を祈るため、黙祷をささげたいと思います。

全員ご起立を願います。

黙祷。

（黙 祷）

◎副議長（上地廣敏君）

黙祷を終わります。

ご着席願います。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

平成30年第1回宮古島市議会臨時会で議決した相次ぐヘリコプター不時着・事故等に対する意見書、抗議決議の計2件については、1月18日付で関係機関へ送付しました。

1月30日、1月28日に髙原弘議長が死亡したことに伴い議員に欠員を生じたので、公職選挙法第111条第1項第3号の規定により、上地廣敏副議長が宮古島市選挙管理委員会に宮古島市議会議員の欠員について通知しました。

2月9日、下地敏彦市長から平成30年第2回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

2月15日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日2月19日及びあす2月20日の2日間とするのが適当であると決しました。

また、同委員会では、髙原弘議長が死亡したことに伴う議長の選挙の取り扱いについても諮問したところ、追加の告示を依頼し、本日2月19日の会議の冒頭で投票により行うことと決しました。

なお、同委員会では、議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定についてに係る委員会付託及び条例制定請求代表者の意見陳述の日時等の事項についても諮問したところ、①議案第11号は総務財政委員会に付託すること、②条例制定請求代表者の意見陳述は本日2月19日午後1時30分から宮古島市議会議事堂で行うこと、③意見陳述をする条例制定請求代表者の数は3人以内、意見陳述をする時間は全体で30分以内とすること、④条例制定請求代表者の意見陳述に対する質疑は行わないこと、⑤条例制定請求代表者の座席は議長席に向かって左側の部長席を使用すること、と決しました。

同2月15日、議会運営委員会において議長の選挙については追加の告示を依頼することと決したので、上地廣敏副議長が直ちに下地敏彦市長宛て付議事件の追加告示についての依頼を行いました。

同2月15日、下地敏彦市長から議長の選挙を付議事件として追加告示した旨の通知がありました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎副議長（上地廣敏君）

これより日程第1、選挙第1号、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎副議長（上地廣敏君）

ただいまの出席議員数は23人です。

これより投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

◎副議長（上地廣敏君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（上地廣敏君）

配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

◎副議長（上地廣敏君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（点呼により投票）

◎副議長（上地廣敏君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（上地廣敏君）

投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎副議長（上地廣敏君）

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に仲里タカ子君及び高吉幸光君を指名します。

よって、ご兩名の立ち会いを願います。

(開 票)

◎副議長（上地廣敏君）

選挙の結果を報告します。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票18票、無効投票5票。有効投票中、佐久本洋介君18票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4.50票であります。

よって、佐久本洋介君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐久本洋介君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

佐久本洋介君に議長当選の承諾及びご挨拶をお願いします。

◎議長（佐久本洋介君）

ご挨拶申し上げます。

本日は、多くの皆さんにご支持いただき、本当にありがとうございます。

我々は、相次いで2人の有能で非常に存在感のある議員を亡くしました。本当に胸が痛みます。2人は、宮古島市の市勢発展のために、非常に心を砕いてくれました。しかし、2人の遺志を大事にするためにも、我々はここで立ちどまるわけにはいきません。前に進まなくてははいけません。

それから、議会はよくチェック機関と言われるんですけど、チェックだけでは詰まります。やはり提言する機関でもあってほしいなと思っています。

それから、議会はもう皆さんご存じのとおり議論の府であります。大いに議論は結構です。また、そのほうが議会も活性化すると思っています。しかし、いつまでも議論を続けていくわけにはいきません。どこかでは決めなくてはいけないときが来ます。そのときは、また皆さんのご協力をお願いしたいと思います。議会の中で手法は違っても、やはり究極の目的は宮古島市の発展だと思っていますので、お互いが歩み寄れるところは十分にあると思いますので、議論を闘わせて、そして歩み寄れるところは歩み寄って、宮古島市の発展のためにみんなで頑張っていたきたいと思っています。私も真摯な気持ちで、一生懸命頑張りたいと思っていますので、皆さんのご指導とご協力をお願いします。ありがとうございます。

◎副議長（上地廣敏君）

おめでとうございます。

それでは、議長と交代します。佐久本洋介議長、議長席にお着き願います。

休憩します。

(休憩＝午前10時18分)

◎議長（佐久本洋介君）

再開します。

(再開＝午前10時19分)

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において平百合香君及び島尻誠君を指名します。

次に、日程第3、会期を定めることについてを議題とします。

今臨時会の会期は、本日2月19日及びあす2月20日の2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月19日及びあす2月20日の2日間と決しました。

次に、日程第4、議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定についてを議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

平成30年第2回宮古島市議会臨時会に提出しました条例議案1件につきましてご説明申し上げます。

議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定について。地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定の請求を受理しましたので、同条第3項の規定により、意見を付して本案を提出します。

それでは、本条例案に対する私の意見を申し上げます。議案書の6ページをお開きください。

意 見 書

宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合廃止計画に関する住民投票条例の制定請求が、請求代表者 岸本邦弘 氏ら21名から提出されましたので「宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例」（以下「住民投票条例」という。）を議会に付議するにあたり、私の意見を述べさせていただきます。

はじめに、「宮古島市立学校規模適正化基本方針」（以下「基本方針」という。）の策定に関するこれまでの経緯を申し述べます。

宮古島市の学校規模適正化については、合併後、最初の宮古島市のまちづくりの指針となる「第1次宮古島市総合計画 平成19～28年度」で「近年の少子高齢化にともない小規模校が増加している現状にあります。そのため、学校規模の適正化について、検討を進めます。」と明示されている通り、「学校規模適正化」は、合併当初から本市の教育課題の重要なテーマであります。

課題解決を図るため、教育委員会では、平成22年4月に各地区代表・保護者代表・学校代表・有識者等で構成する「宮古島市学校規模適正化検討委員会」に諮問し、平成23年3月に答申を受け、同年8月に「基本方針」を決定しました。方針の発表後には適正化の対象となる12地区で説明会を開催し、地域住民・保護者の皆様から貴重な意見、要望等をお聞きし、宮古島市議会の場でも多くの議員から質疑等もございま

した。教育委員会では、これらの意見・要望・質疑等を踏まえ、改めて学校規模適正化のたたき台を策定し、再度、対象地区への説明と意見交換を行い、平成25年4月に学校規模適正化の基本的な考え方の見直しがなされております。

その後、伊良部地区における学校規模適正化にかかる要請がなされたため、伊良部地区での説明会を再度開催し、地域の意見や要望等を伺い、平成26年6月に伊良部地区のみの見直しを行ない、現在の「宮古島市立学校規模適正化基本方針」になっております。

次に、これまでの学校規模適正化の取組について申し述べます。

基本方針に基づき、平成26年4月に来間中学校が下地中学校に統合され、平成27年4月には、宮原小学校が鏡原小学校に統合されました。

伊良部地区の小中一貫校は平成28年12月定例会で設置条例が可決され現在平成31年4月開校に向け、着々と準備が進められております。

また、城辺地区の統合中学校については、平成29年12月定例会において設置条例が可決され、平成33年4月開校に向けた取組が開始されます。

学校の統合に当たっては、段階に応じて「統合計画策定委員会」や「統合協議会」を設置しており、諸課題の解決に向けて、対象地区の自治会代表・保育所及び幼稚園の保護者代表、PTA役員、校長等の意見を集約しながら進めているところです。

次に、提案の住民投票条例案について意見を申し述べます。

1. 第3条第1項でいう「統廃合計画の執行又は中止の判断を、住民投票の結果に基づいて行う」必要はないと考えております。学校規模適正化に関しては、宮古島市教育委員会において「宮古島市立学校規模適正化基本方針」があり、十分に機能していると考えます。

2. 第3条第2項における「住民投票の投票率によって変更されない」については、住民の意思を問うのであれば、有権者の過半数以上の賛成或いは反対が最低限の意思として示されることが望ましいと考えます。よって投票率によって変更されないとするのは如何なものか。このような住民投票では住民の意思を反映したものとは言えないと考えます。

3. 第5条で、住民投票の資格を持つ者は、学校区の地域に居住する者とするところから、各学区の住民に限定して当該学校ごとの統廃合の意思を問えと読めますがこの解釈の通りとするならば、宮古島市民全体の財産である学校の統廃合に関する計画について、この条例は、宮古島市民全体による住民投票ではなく、学区内住民のみが意思表示を行うことができるということであり、住民投票としては不十分であると考えます。

最後に、先程も述べたように、伊良部地区の小中学校統合に伴う「小中一貫校の設置条例」や城辺地区の4中学校の統合に伴う「4中学校の統合校の設置条例」は議会において可決されており、市民の代表たる宮古島市議会において真摯な討論の上、すでに住民の意思は示されております。改めて住民投票で賛否を問う事は適当でないと考えます。

文部科学省は「学校規模適正化に関する手引き」で、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、各市町村においては、学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協

力を得るなど地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれるとしており、「学校規模適正化に関する手引き」の趣旨からいっても適当でないと考えます。

従いまして、この住民投票条例を制定する必要はないと考えます。

以上、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合廃止計画に関する住民投票条例に係る私の意見を述べさせていただきます。

議員各位におかれましては、この住民投票条例案について慎重なるご審議と賢明なるご判断を頂きますようお願い申し上げます。

平成30年2月19日

宮古島市長 下地敏彦

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げます。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎仲里タカ子君

市長にお伺いいたします。

提出されました意見書についてですが、1点目、意見書にある宮古島の学校規模適正化の経緯について、合併後、最初の宮古島のまちづくりの指針となる第1次宮古島市総合計画、平成19年度から平成28年度で学校規模の適正化について検討を進めますと明示されていて、学校規模適正化は合併当初から本市の教育課題の重要なテーマでありますとありますけれども、もう合併から10年が経過しております。地域から学校を中心にして地域を振興していきたいという声に耳を傾けて、合併当初の適正化について、統廃合だけにとらわれず、柔軟な検討をして、見直すこともできるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

2点目、文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引では、必ずしも統廃合だけを適正としておらず、地域のコミュニティーの核としての配慮、小規模校を存続させる場合の教育の充実、学校統合を選択しない場合などが示されています。これらの情報は、十分に検討されたのでしょうか。地域やPTAに十分に情報提供がされているのかどうか、お伺いいたします。

3点目、市長のご意見にもあるとおり、文部科学省の手引によると、地域住民の十分な理解と協力を得るなど地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれますとしています。平成27年3月13日の新聞によりますと、納得できぬ95%という記事が掲載されています。この記事によると、伊良部地区小中一貫校を考える会の代表は、一貫校のよさと問題点を知ってもらうことが大切、伊良部のため、宮古のために話し合いを続けるとコメントしております。このその後、話し合いや説明会が十分に行われたかどうか、お伺いいたします。

最後に、宮古島の学校統廃合について、これまで教育委員会に委嘱を受けた委員によって議論され、委員の賛成多数で可決をされています。それであっても、学校の統廃合について真剣に考え、地域の住民が本当に納得しているかを住民投票で再度確認してほしいという1,962筆の署名をもって市民が要求して

おります。それに応えるのは、市の行政を預かる市長として大切な役割と考えます。市長の考えを再度伺いいたします。よろしくお願いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

まず、1点目の第1次宮古島市総合計画、これは平成19年度に策定されております。これは、宮古島市が合併するときに、宮古島の教育のあり方について最初に提言された計画の内容であります。その内容は、先ほど説明したとおり、学校規模の適正化について検討するという形で明確に位置づけされておまして、当時の宮古島市の合併のときの議会において賛成を得ながら、この計画は策定をされております。その後、学校規模適正化について論議は内々で進められてきましたけれども、どうしても子供たちの教育環境の整備を努めなければならないということは喫緊の課題であるというふうなことから、これが具体化したのが、先ほど言いました基本方針を策定した平成23年、初めてのことであります。これに基づきまして、地域の住民、保護者、そして学校の関係者等々からの意見を聞きながらですね、適正化の方針を定め、それに従ってやってきたということでもあります。

2点目、なぜそういうふうな形で進めてきたのかということですがけれども、宮古島市の学力の問題を考えた場合に、過小規模校でそのまま子供たちを教育を続けることが本当に子供たちの学力の向上につながるのかというのがまず1つ。2つ目、過小規模校において子供たちが育った場合、社会に出て、本当に社会とのつながりを十分できるかどうかという不安があるというふうなこともございました。そういうことで、ある一定規模の学校じゃなければ教育環境としては適当ではないということで、教育環境を整えたいということが大きな狙いでございました。

3点目の伊良部地区小中一貫校については、これはむしろ私どもが市として提案したということではございません。経過は、私どもはそういう形で伊良部地区を規模の適正化をするという形ではありませんでしたけれども、むしろ伊良部地区の住民から、同じやるんだったら小中一貫校として、本当に他に誇れるようなすばらしい学校にしてほしいという強い要望があって、そしてそれを地域の皆さん方の意見も聞きながら、やはりそのほうがいいだろうというふうなことで、あえて変更までしてやったという経緯がございます。これについては、地域の皆さん方とる説明会をしながらやってきたという経緯があり、これについては伊良部地区の皆さん方も十分理解をしながら進めてきたというふうに思っております。

最後に、住民投票条例がこれだけたくさんの人から出されているのについてということですが、私が言いたいのは、もともとですね、これは私どもも市議会において皆さん方と協議をしながら決定をした事項であると。市議会は、住民を代表してこちらに集まっていて、そしてそれぞれの地域の意見を集約しながらこちらに議案を審議していただいて、決定をしていただいたという議会制民主主義、この根幹をなすものを我々は尊重したいというふうに思っているわけです。しかも、内容が地域の住民だけの意見を聞けど、しかも投票率も関係ないと。それで本当に住民の意見、市民全体の意見を集約した形になるとは思えません。学校は、地域住民だけのものではございません。宮古島市民全体の財産として考えなければならないし、子供たちの教育も、市全体として、子供の学校教育の環境はしっかりと我々が子供たちに提供する、よりよい環境を提供するということが市の責務であるというふうに考えております。

◎仲里タカ子君

ありがとうございます。もう一度質疑いたします。

合併から10年が経過してはいますね……

(「12年以上」の声あり)

◎仲里タカ子君

12年以上。ありがとうございます。かなり経過しているんですね。それで、私どもも地域に行っているいろんな声を聞きますと、見直して、自分の地域の発展のために学校が必要だという声が多く聞かれます。これを統廃合ではなくて、もう少し柔軟に見直すということもできるのではないかと伺いをしました。やろうと思えばできるのではないのでしょうか。もう一度お願いします。

もう一つですが、小規模校についてです。学力の問題、学力の向上の問題、それから社会的なつながりができない、つまり小規模校のデメリットがたくさんあるというふうにご説明だと思いますが、小規模校のメリットもあるというふうにご説明の中にちゃんと示されております。小規模校のメリットについては、きょうはせつかく教育長がいらっしゃるので、そのこともちょっとお考え、どういうことがあるか、では伺いたしたいと思います。お願いします。

それから、住民の声をもう一度ちゃんと聞いてほしいというのが住民投票条例の請求だと思っているんですね。議会は、当然市民の声を代表して行きますけれども、全部ではないから、直接請求をして、住民投票条例で自分たちの声を直接聞いてほしいというのがこの条例の請求だと思っております。そのことについても市長にもう一度ご説明をお願いします。

◎市長(下地敏彦君)

学校の教育環境をどうやって整備するかというのが最大の課題なんですよ。学校を残すかどうかということではないんです。子供たちの教育環境をどうやって整備をするか、これが最大の課題であって、地域住民の声を聞いて学校を残せということが大きな課題ではないんです。私どもは、宮古島全体の子供たちの教育環境をどうやったらよりよいものにするかというのを考えて、適正な規模じゃなければだめだということでは話をしているのが1つ。

もう一つは、先ほどから言っているように、学校は地域のものではない。子供たちのものなんです。これを間違えたらだめだと私は思っているんです。

もう一つ、先ほど言いました。なぜ条例を制定しないのかと。条例で声を聞いてもらえないかということですが、先ほどから言っているように、この件に関しては宮古島市議会で設置が決まったと、この声は非常に大きいと思っております。自分たちの声を届けたければ、なぜ要請とか、その他の方法もあるじゃないですか。必ず条例という方法じゃなければだめなのか、しかも地域住民だけの意見を聞けというふうな条例なのかというのがとても問題だというふうに思っています。

◎教育長(宮國 博君)

学校を、いわゆる学級数が少ないことによる学校運営上の課題ですね……

(「課題、そうじゃなくてメリット」の声あり)

◎教育長(宮國 博君)

課題です。ですから。

(「メリットを聞いているんです」の声あり)

◎教育長(宮國 博君)

メリットとしてはですね、子供たちが少ない分、先生とのつながりといいますか、それが非常に密になるという、これは言えます。それから、お互い同士がいろんな意味で生活を十分に知り合えるということですね。いろいろございますけれども、むしろ議員がお聞きになっていることは、デメリットのほうを私は聞いていただきたいと思っております。学校統合に対しては、なぜ学校統合やるのかという、ここを聞いていただきたいと思っております。

(「質疑に答えてください」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

質疑に対する答弁にしてください。

◎教育長(宮國 博君)

ですから、今お話し申し上げたとおり、メリットとしてはそういうのがありますよということで今お話を申し上げた。

(「メリットはまだほかにもありますよね」の声あり)

◎教育長(宮國 博君)

これはですね、仲里タカ子議員、何度もこの議会の中で答えてありますので、ぜひ私が答えた内容についてお調べになったらよろしいかと思うんですが、再度あえて申し上げます。幾つかございます。大体私どもが文部科学省等々の情報の収集した中ではですね、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導、個別指導などが、きめ細かな指導が行いやすい。意見や感想を発表できる機会が多くなる。さまざまな活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。複式学級において、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。運動場や体育館、特別教室などが余裕を持って使える。教材、教具などを一人一人に行き渡らせやすい。異年齢の学習活動を組みやすい。体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な指導ができると。こういうふうなことは、文部科学省からは指導を受けて、指導といいますか、情報として流されておりますけれども、これはあくまでも統合できない場合の小規模校に対する対応としてこういうことをやりなさいという、こういう話なんです。そこをひとつ誤解しないようにしていただきたいと思います。

◎仲里タカ子君

教育長、いろいろありがとうございました。今お述べになった小規模校のメリットを、私はですね、宮古島市内にある小学校の現場の先生からよく伺っています。1つですね、宮古島市の大規模校についていけない、学校に行けなくなった子供たちを受け入れた結果、子供たちの学業の能力が随分伸びて、それも本当にできなかった子供たちが、卒業時にはみんなと一緒に仲よく、学習能力も追いついて、卒業できたという事例もお伺いしているんですね。小規模校には小規模校の、今おっしゃった文部科学省の手引によると、学校は教育現場だけでできるものではなく、地域と協力して、地域の力もかりて教育を行うのが望ましいというふうに書いてあるのも読ませていただいています。そのことをですね、例えば城辺の統廃合のとき、私説明会に行きましたけれども、このPTAの皆さんが教育長に一生懸命説明していたのをよく聞きました。私たちは、地域で子供たちを大事に、丁寧に育てているんですよ、だから地域に残してもら

いたいという声が本当に多かったと、私も聞きに行ったから、よくわかるんです。だから、小規模校、学校規模適正化というのは、ある一定の数をそろえたほうが子供たちの教育環境をよくするんだというふうな考えということは、何度も説明を受けて、よく承知しておりますが、でも規模適正化ありきではないというふうに見直すことも必要ではないかなと思ったので、お伺いしました。

もう一つ聞こうと思ったのですが、余りしゃべったので、忘れちゃった。ということですね、この学校規模の適正化を統廃合ありきだけでなく、見直すということもできるのかということをやっぱり再度市長にまたお伺いしたいと思います。できるのではないですか、やろうと思えば。

◎市長（下地敏彦君）

今住民投票条例の制定請求があるものに限って言えば、見直す必要はないと思っています。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎島尻 誠君

市長のですね、意見を聞かせていただいた中で、総合的にまとめてお伺いしたいと思うんですけども、先ほどから地域のお話が出ている中で、今仲里タカ子議員もおっしゃったように、地域住民の核になるコミュニティをやっぱり尊重しながら学校経営はやっていくべきじゃないかなと思っていますんで、この問題は各地域で統廃合計画がなされて、これまでに大神小中学校や来間中学校、宮原小学校といった統廃合の措置がとられた中で、やはり住民の声、これをまとめると、宮古島市の声が十分に反映されたかということとなると思うんですよね。それを、さきの12月定例会で、城辺地区統合中学校、そして伊良部地区小中一貫校の設置条例の最大の焦点は、その地域住民の合意、宮古島市の合意、全ての合意だと思うんです。今回出された住民投票条例に関して市長が出された意見書の確たる意味、3つほどございましたけども、今まさに進めている伊良部地区小中一貫校や城辺地区中学校統廃合計画は、その地域においても地域住民の合意はとれているかというお考えですね。多分過半数以上が今進めている学校統廃合に賛同しているとお考えなのか、賛同しているかどうかということなんですよ。それをちょっとお伺いしたいなと思って。城辺に関しても、伊良部に関しても、100%じゃなくても、過半数以上というふうなうたっていますんで、市長が、それをお伺いしたいなと思います。

◎市長（下地敏彦君）

何かちょっと誤解をしているんじゃないかと思うんですけども、今回私どもが出した住民投票条例の内容についての審議をするのが今回の議会なんです。その背景とか、地域住民がどう考えていたかということは、今回は論議の対象になっておりません。今のご質疑は、そういう内容ですから、条例をそのものについてのご質疑ならお答えしますが、それ以外についてはご説明はできません。

◎島尻 誠君

地域住民の合意のない学校統廃合、反対の立場ですね、住民の意思、宮古島市の意思がない統廃合は反対しますと、みんなそうだと思うんですけども、過半数賛成で決まるということは。だから、この学校統廃合に関して反対しているわけじゃないんですよ、私ども全て。この条例制定を求める約2,000名余りの署名がですね、市民からの強い思い、2,000名ですよ。だから、この強い思いで条例案が出されたと思います。やはりそういった賛成の声も、もしくは反対の声もですよ、含めて教育委員会が掲げる基本方針ですね、

地域住民への説明責任と文部科学省の見解、地域とともにある学校づくりから見えるように、この学校統廃合計画は地域住民のしっかりとした理解を、協力を得るためにはもっと突っ込んだ議論が必要だったんじゃないかと思っているんです。その辺がなされていたかどうかというのを確認しているんですよね。それがあつたかどうかというのをお聞きしたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

2,000名余の人たちから住民投票条例制定を求める署名がございました。それはそれとして受けとめて、そして有効だということで今定例会に提案をしております。したがって、この条例について賛否を決定するのは議会の意思でございますから、どうぞそこで論議をして決めていただきたいと思ひます。

◎島尻 誠君

ここでですね、平成27年5月29日の文部科学委員会において、学校教育法の一部改正案に対する附帯決議がなされています。少し読み上げます。政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。小学校及び中学校は、児童生徒に対する教育施設であるだけでなく、各地域のコミュニティーの核として性格を有することを踏まえ、市町村教育委員会は、義務教育学校の設置に伴い、安易に学校統廃合を行わないよう留意することと明確にうたわれ、採決により、賛成多数で可決されています。市長、この学校教育法改正案ですね、委員会で付託されて決まった議案を踏まえた上で、この住民投票条例案制定に向け、やはり皆さんも取り組んでほしいなと思ひます。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

私のほうからも質疑いたします。意見書についてですね、何点か質疑したいと思います。

6ページのほうの真ん中あたりですね、12地区で説明会を開催し、地域住民、保護者の皆様から貴重な意見、要望等をお聞きし、またその下にですね、これらの意見、要望、質疑等を踏まえ、再度、対象地区への説明と意見交換を行い、住民の意見を反映したというような経過があるということですが、私は来間中学校が下地中学校に統合されたときに、来間の現場のほうにいたんですけども、なかなか十分な説明、意見交換ができていないというような印象を持っております。ところが、こういう表現があるということは、十分に地域の皆さんとの意見交換はもう行われている、理解されているという理解での、見解でのこの表現かどうかというのをまずお聞きしたい。これが1点目です。

もう一点、その下のほうにですね、伊良部地区における学校規模適正化に係る要請がなされたためとありますけども、これは誰から、どういった要請があつたのかというのが書かれていないので、どういった人たちが、どういった要請をしたのかというのをお聞きしたいと思います。これが2点目です。

それから、7ページにですね、意見がありますけれども、まず最初にですね、1番目のほうですね、1番目に、その最後のほうですけども、宮古島市立学校規模適正化基本方針が十分に機能していると考えますとあります。この基本方針が十分に機能しているというのは、ちょっとよくわからないので、説明を求めたいと思ひます。これが3点目です。

4点目、同じ7ページのちょっと下のほうに来て、文部科学省の手引が引用されています。この引用でですね、「学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については」、すぐ「各市町においては」とある

んですけども、実際手引では、「学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については」の次にですね、行政が一方的に進める性格のものでないことは言うまでもありませんという文言があるはずなんですけども、抜けております。これは、単純に引用の間違いなのか、それとも何か意図するところがあるのか、ちょっとお伺いいたします。以上、よろしく申し上げます。

◎市長（下地敏彦君）

来間中学校を下地中学校に統合したのは、その後どうなったかということが一番肝心だというふうに思います。統合した来間中学校の子供たちは、下地中学校に行って初めて野球ができるようになったと、自分の考えていた部活もできるようになって、非常によかったというふうに言っております。もう一つ、来間小学校を当時まだしておりません。来間中学校が統合した後、しばらくして来間小学校の保護者は、子供を久松小学校に転校させました。もっと学校規模がちゃんと整ったところで自分の子供を教育させたいということで、転校させております。

2点目、伊良部地区の要請は、私ではよくわかりませんから、これは教育長にお願いをいたします。

3点目の宮古島市立学校規模適正化基本方針が十分機能しているかということですが、先ほどの事例からも申し上げたとおり、方針に沿った対応は十分機能しているというふうに考えております。

もう一つの文部科学省の手引について、全てをここに書くということではございません。私どもは、文部科学省の手引を十分考えながら、そして宮古島に合った形をどうすればよいかということを考えているだけであって、別にそれを除いたという、意図があってやっているわけではございません。

◎教育長（宮國 博君）

先ほどの質疑ですね、学校規模適正化を進めるという前提で我々は今の事業を進めているところなんですけど、誤解をしているところがございますね。学校規模適正化が進まないという地域があるんです。できないところがあるんです。そこが議員のおっしゃっている次の段に示されております。そういうところでは、議員がおっしゃるようにですね、いろいろと地域の人たちと議論をしながら、学校を存続させるような工夫をするという話なんです。ですから……

（「その質疑はしてないです」の声あり）

◎教育長（宮國 博君）

いやいや、先ほど市長のところ、切ったところがありますよということですよ。それはどういうことかといいますと、特に山間僻地、離島といった地理的な要因や過疎地などが地域コミュニティーの核となるところにはぜひやってくださいという、そういうふうな努力をなささいということが実はその次の段にあるということをご承知おきいただきたいと思います。

（「伊良部地区からの要請についても」の声あり）

◎教育長（宮國 博君）

今具体的にですね、伊良部地区の要請が出たところから今ファクスを、団体名を取り寄せていますので、すぐ届くはずですから、そのときにお答えします。

◎議長（佐久本洋介君）

今資料をファクスで取り寄せるそうですから、進めながら待つことにします。國仲昌二議員、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎議長（佐久本洋介君）

國仲昌二議員、そのほかの質疑をお願いします。

◎國仲昌二君

どうもちょっと質疑と答弁が食い違うのがあって、私は各地域で説明、意見交換を十分に行ったというような説明がありますから、来間の話は、結果的にどうですよという説明がありましたけれども、これから統合していくところもあるわけですね。ですから、私が来間の統合の議論をしているときの現場で感じたのと、この表現が随分違うなという印象があったので、教育委員会としては、十分に各地域で説明を行い、意見交換を行い、十分に市民には理解してもらっているという意味ですかというのを質疑したので、それをお答えいただきたいと思います。

それから、先ほどですね、文部科学省の手引の引用は全部書かないんだと、必要な部分だけ書くんだということですけども、私は以前ですね、議会のほうで答弁を引用したら、正確ではないということで訂正を、発言を取り消したことがあります。ですから、もし引用するのであれば、正確に引用したほうがいいんじゃないかというのが私の考えだったので、先ほどの質疑をいたしました。

それではですね、さっきのはファクスが届くということなので、後でやるとして、同じようにですね、手引の話になるんですけども、手引は、要するに学校の施設をですね、小中学校の児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、子供たちのためだけではなくて、地域のコミュニティーの核としての性格を有する、そういうことがまた書かれております。学校教育は、地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりのあり方と密接不可分。それと、そういう性格というのと、こちらのほうに、7ページに引用されているですね、地域住民の十分な理解と協力を得る、あるいは丁寧な議論を行うことが望ましいというこの手引の趣旨からしても、私は地域の声を聞くというのは非常に大事なことじゃないかなと思うんですよ。これは、当然議会も、それから行政も、子供たちにとってよりよい学校はどうあるべきか、地域にとってどうあるべきかということをもちろんお互いに考えて、今議論しているわけですけども、その手引の趣旨からしても、私は地域の皆さんの意思、これは、要するに反対というわけじゃないですよ。その意思を確認する必要があるんじゃないかなというのがこの手引からの私の考えですけども、いかがでしょうかということをお伺いしたいと思います。

◎教育長（宮國 博君）

私どもが地域説明会をする最初のころはですね、議員がおっしゃったように、十分に意見の交換ができる状況じゃなくて、非常に感情的になった部分も地域によってはございました。しかし、それを粘り強く進めていく中でですね、例えば来間のお話が出ましたけれども、来間では、それでは次は、統合するときにはどのような準備が必要かというような話になりまして、下地中学校に来間小中学校の中学校を統合するときには、各代表が集まってですね、委員会を立ち上げて、スムーズな統合をする形になりました。統合協議会等々が下地で立ち上がっていると、いわゆる下地と伊良部でですね、これからすると地域の住民は、来間の人たちは下地中学校に統合することに関しては理解をした上で統合ができたものと思っております。

それから、伊良部地区からはどういうふうな人たちから一貫校並びに年度の前倒しをして行うように要

請があったかということですが、伊良部島の新しい学校をつくる会、それから宮古島市立伊良部中学校PTA、それから宮古島市立伊良部小学校PTA、それから佐良浜保護者有志の会等々からの要請がございました。

文部科学省から出ている公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引によってはですね、いわゆる統合の難しい地域がございますね。離島であるとか、極めて山間部であるとか、あるいは1村で1校しか持っていない学校、これはもう統合のしようがありませんね。こういうふうなところ等々があるので、そこについては統合はせずに、先ほど申し上げたところの小規模校のメリットを生かした教育をやってくれというのが文部科学省の見解であります。そして、学校が地域のコミュニティーの核となっているところではですね、今申し上げたとおりの山間部とか、あるいは離島とか、こういうふうなところで地域のコミュニティーとなっているところがあるので、そこはよくよく地域の人たちと相談しながら進めなさいということです。ところが、我々宮古島市においては、今申し上げたような状況というのはございません。例えば来間においては、向こうは来間島離島振興総合センターという立派なコミュニティー施設がございますね。各地域にそういう立派なコミュニティー施設がございますので、学校というのはあくまでも子供たちの教育環境、この1点でご議論をいただきたいと思っております。

◎國仲昌二君

私は、皆さんが意見書に文部科学省の手引を引用しているものですから、その手引の考え方を示して、それで地域の皆さんの、この趣旨からしてですよ、地域の皆さんの意思を確認したほうがいいんじゃないですかという疑問をしたんですけど、宮古島はそういう状況じゃないから、意見を聞く必要がないという答弁でしたのかね、再度お願いします。

それとですね、この条例についてですけど、これは議会と、それから市長、いわゆる代表民主制というんですかね、その権限を侵すというものではないと考える。住民投票の結果がどうであれ、これは決定権は議会あるいは市長が持っているものなんですよね。ただ、この学校の統廃合に関しては、地域と非常に密接に関係がある、地域の歴史とも非常に深いかわりがあるということで、それで地域の皆さんが自分たちの意思も確認してくれというのがこの条例の趣旨だと考えるんですよね。確かにこれは、今の状況では、賛成が多いのか反対が多いのかわからない状況なんです。もしかしたら反対でいろいろ声を出している人たちは少数派かもしれないし。ですから、その辺のところを、先ほど要請があったという団体の方たちもいますし、そういうのを踏まえて、それから手引の文部科学省が考え方を示しているのも踏まえると、やはり地域の皆さんの意思というのは確認してから、当然議決機関は議会でありますし、その辺の決定はされている、それは尊重するというので、そういう意見も大事にしたほうがいいのではないかとこの条例の趣旨だと思うんですけども、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎教育長（宮國 博君）

コミュニティーの、地域の人たちの活動の場所とかを含めてですね、私どもはずっと説明会の中で議論をして、申し上げてきました。意見も聞きました。地域コミュニティーの中における学校ということではですね、地域の子供たちをどういうふうにするかというあくまでも教育環境の整備ということが目的でございますので、そういう意味では地域コミュニティーの核というのは、今宮古島市においては、公民館あ

るいは自治会のいろんな施設がございます、各地域に。そこで十分に行われるという、こういう説明をし、地域の人たちもその点については納得をして、理解をしていると、このように考えております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

ただいまの市長の意見書に基づいて質疑をさせていただきます。

まず、議会が総合計画を決定した、設置条例を認めた、そのような市長の見解が述べられました。その立場に立ってお伺いしますが、この間接民主主義によって、民主制によって、市長が住民から選ばれます。そして、議会議員も住民から選ばれました。その代表が意思決定をする、それは当然だと思います。おっしゃるとおり。けれども、当然なんですけど、そういう選ばれる際に学校統廃合だけが争点になったわけではないということを私は指摘したいんですよ。それを指摘した上で、個別が問われる選挙において選ばれた代表ではないということをあえて指摘した上で、間接民主主義を保障する意味で行う、それが住民投票だと思うんですね。だから……

（「それはおかしいでしょ」の声あり）

◎上里 樹君

制してください、議長。

◎議長（佐久本洋介君）

静かにしてください。

◎上里 樹君

そういう間接民主主義、いわゆる個別に基づいて争点となり得ないような問題の中身の選挙において選ばれた代表ですから、それは意思決定機関でも、もちろん条例を決める権限もみんなあります。けれども、この条例の制定請求代表者が、さきの宮古島の地元紙で投稿が載っていますよね。お読みになりましたでしょうか。2月8日です。ここではっきり言っているように、条例の制定の趣旨は計画に反対ではなくて、住民に密接な計画に対する住民の意思の尊重にあるということを述べています。市長は、その間接民主主義を補完する、要するに住民自治と言いかえてもいいんですけども、住民の当事者意識をしっかり持ってもらって、その統廃合をやった後にも住民がみんな責任を負うと、それが望ましいあり方だと思うんですね。ですから、それに対して住民投票は必要と考えますけども、市長が必要でないとおっしゃることをそれに照らし合わせてお答えください。

それから、もう一つ、議会においても、地域説明会においても、十分な説明と議論を行って決定がされたらと、宮古島市立学校規模適正化基本方針に基づいて、それが議会でも認められたし、基本方針が十分機能しているという表現を言っているんですけども、その十分機能しているということについての市長の説明と、あとそうやって十分な説明をしたと、市長も、議会の議論もやったというのであれば、だからこそ、なおさら、百年の大計に立って、地域住民とともにある学校という、子供のためだけにあるのではないですよという指摘も再三されましたけども、そういう学校をいかにあるべきかという議論、それを保障するために住民の最終判断をしてもらってはいかがかと、そういうことに対して市長の見解は、やる必要はないということですけども、十分にやったという、それがあからこそ、本当にそれが住民に歓迎されてい

るかどうか、議論も含めて、判断も含めて、行くと。その結果について、必ずしもそれを市長が守る必要はありませんけども、賢明な民主主義の発揮としてね、どうお考えになるのか。

◎市長（下地敏彦君）

再三申し上げているとおりですね、住民投票条例については、私は提案をして、そしてその内容でいいかどうかという論議を議員の皆さんがしていただいて、そして賛成、反対をしていただければそれでよろしいということであります。私どもは、住民に対する説明というのはこれまでも丁寧にやってきたというふうに理解をしておりますし、議会においてもいろいろと質疑がございました。これについても丁寧にお答えをし、そして議会の意思としての意思も決定されていると、そう思っております。

◎上里 樹君

ですから、市長は住民投票というのはどういうときにやらなければいけないとお考えなのか、それがもしお聞きできればいいんですけども、それを、だから今回は必要ないとおっしゃる。そのときに、いわゆる民主主義を最大限に保障するという間接民主制というのがあります。それを、だから最大限に補完するという、それが住民投票だと思うんですね。だから、十分に丁寧に説明をした。けれども、住民投票条例の直接請求をした住民たちは、十分ではないと言っているんですよ。もっと、だからそれに基づいて十分な議論をさせてほしいと言っているわけです。反対、賛成を重視しているわけでもありません。そのことに対するご見解をもう一度お伺いします。

◎市長（下地敏彦君）

何度説明したらわかるんですかね。

（「何の答弁ですか、それは」の声あり）

◎市長（下地敏彦君）

おかしいじゃないですか。ちゃんと丁寧に答弁しているのに、同じことを繰り返し、繰り返し聞いているというのがおかしいと言っているんですよ。私は、いいですか。皆さん方が議会においてこの問題については決着をつけたと思っているんですよ。そして、住民が出てきた、それはそれでいいです。住民に説明がないと言っていますけれども、大多数の市民はあれでオーケーと言ったんですよ。だから、議会でもオーケーが出ているわけでしょう。それを再度、今住民投票でやったらどうですかということについて、私は必要ないと言っているのは、この住民投票の内容がおかしいから、こういうやり方ではおかしいんじゃないですかと、そういうことを言っているんですよ。間違えないでくださいよ。

◎上里 樹君

二元代表制に基づく議員に対する今の答弁は不的確だと思います。私は、厳しく抗議します。それを踏まえた上で、意見は条例の中身だけを議会が議論すればいいという、あなたは意見に十分な住民に対する説明がされた、そういう意見を述べているから、それに対して質疑をしているんですよ。ですから、その十分に住民の説明会も丁寧に開き、大多数の住民がそれを認めたとおっしゃいますけども、間接民主主義において、それを完璧に、大多数の住民が認めたという、そのことにはならないと思います。あえて市長が、選ばれた、間接民主主義に基づいて選ばれた議員が議場において承認したから、大多数の市民が認めたとおっしゃいましたよね。だから、それが確かに代議制に基づく民主主義のあり方ですけども、私が言っているのは間接民主主義に基づいて……

(議員の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

上里樹議員、質疑は簡潔にやってください。

◎上里 樹君

間接民主主義に基づいて選ばれる選挙においては、学校統廃合だけが争点になったわけではないですよということです。そのことに対するご見解を求めます。

◎議長(佐久本洋介君)

ちょっと趣旨が違いますから、趣旨を戻してください。

◎市長(下地敏彦君)

いいですか。宮古島市においては、いろんな問題が個々起こってまいります。選挙において、これを公約してやってきていないから、個々の問題が起こったもので、そのときにやっていないものは対象にならないと、議員の皆さん方は自分たちはそういうふうなものは選挙のときには市民と公約してないから、それはみんな市民に聞けと言ったらですよ、宮古島には個々にいろんな問題が刻々起こってまいります。そういう問題も全部、じゃそういうふうにするんですか。

(「そんなことは言っていない」の声あり)

◎市長(下地敏彦君)

言っているさ。

(「言っていない」の声あり)

◎市長(下地敏彦君)

そうなりますよ、理屈の上でいったら。

(議員の声あり)

◎市長(下地敏彦君)

違うんです。

◎議長(佐久本洋介君)

皆さん、静かにしてください。

(議員の声あり)

◎市長(下地敏彦君)

ちゃんとね、我々は選ばれた人たちですよ。そして、全てのものとあなたは言っていないんだけど、そんなことあり得るはずはないでしょう。負託をしてあるわけです、市民が皆さん方に。だから、その負託に応えるべく全てを考えて、そして住民の人たちと、そのとき議論にならなかった問題も議論をして、議会に出てきて、そして論議をして、そして皆さん方で賛否を決めたじゃないですか。

(「市民の大多数が決めたとおっしゃるから」の声あり)

◎市長(下地敏彦君)

当たり前じゃないですか。議会は何のためにあるんですか。大多数の人がオーケーをして、議会をやったというのは大多数だと考えなければ、民主主義は成り立ちませんよ。

(議員の声あり)

◎議長（佐久本洋介君）

上里樹議員、静かにしてください、今。

◎市長（下地敏彦君）

住民投票をやりたいのであれば、だから議会で議決すればいいじゃないですか。別に私は否定していませんよ。必要ないんじゃないかと、私の意見ですよ。私の、市長の意見です。それがそうかどうかは、決めるのは議会の判断だから、それをやってくださいと言っているだけです。間違えないでくださいよ。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

議案書7ページですね、2の有権者の過半数以上という、あります、文言がですね。これはですね、条例制定に関する法令、法案をクリアしているから、このような文言があると思うんだけど、それについての市長の意見のですね、根拠についての説明を求めます。

それと、3のですね、各学区の住民に限定してというのがありますが、これは学校統廃合というのはね、地域差があって、地域によって温度差があるんですね。要するに学校ごとに賛否を問うのが正しいんじゃないかということに対しての市長の見解ですね。

それとですね、教育長のほうにお尋ねしますが、先ほどの答弁、國仲昌二議員に対する答弁の中からもなんですけども、学校は地域の核じゃないと、このように申し上げております。市町村合併協議会からの答申の中においてね、ちょっと目を通すことがあって、ちょっと気づいたから、今質疑しますが、城辺町に、旧城辺町だね、旧城辺町において、その合併協議会から送付された資料の中においては、城辺学区のほう地域核として載っているんですね。要するに城辺の核というのは城辺中学校が核ということなんです。意味わかりますかね。ですからね、学校が地域の核じゃないという答弁、それと合併協議会が行ってきた答申の中では、城辺学区を中心にして、地域の核として明記されているんですね。その辺の整合性というのはどのようにされますかね。ちょっと答弁のほう。

◎教育長（宮國 博君）

地域核の問題の中で、学校は地域核の中にあるべきだというお話かなと思うんですが、学校というのはどういう性質のものかというのをぜひお考えいただきたいと思います。私たちが学校ということを考える場合に、大人も含めて、その学校の話をするんですね。実は教育というものは、生涯学習といって生まれてから死ぬまでの期間、教育はずっと続くわけでございます。その中の9年間は義務教育と呼ばれる期間なんです。そこで、その義務教育期間の中で何が行われるかということですが、ここを視点に置いて学校というものを考えていただきたいと思います。

それと、これは学習指導要領というのが10年に1度ずつ大体改訂されていくわけですが、この学習指導要領によって、学校で行われるところの教育というのがですね、きちっと決まるといえるか、指針が出てくるわけなんです。それに対応した状況をつくっていかないと、学校というのは必ずしも議員がおっしゃるような真ん中になければならないということではございません。ですから、教育エリアというのがつくり上げられていくんです。それが議員がおっしゃっているところの核ですね、地域核の中に絶対的に存在しなきゃならないという不可欠な環境ではないというのが私たちの学校に対する認識です。した

がって、学校というのはあくまでも子供たちの教育の環境のために整備をするんですよというふうな前提でぜひご議論をお願いしたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

投票率のお話がありました。ならば、投票率が、極端な話、10%で決まったとしても、これを住民意思として捉えていいんですかということが問題じゃないですかということを行っているわけでありまして。しかも、地域を限定するという形のものでは、条例としては適当でないと思います。条例というのは、宮古島市全体をカバーして初めて条例という形で適用されるというふうに思っております。

◎友利光徳君

市長、私が申し上げたいことは、市長のですね、要するに有権者の半数以上というのがうたわれていますね。その辺を聞いているんだけど、ちょっとかみ合わない点があるような気がしますので、答弁はよろしいです。

それとですね、温度差の問題があるんですよ。やはりその対象、統廃合の対象校のね。対象校と対象校外とのやはり温度差というのはあると思うんですよ。ですから、これは私は、学校区ごとにとというのは、私は正解じゃないかなという気がするんですね。その辺は、やはり市長のほうでもう少し答弁をですね、やっていただきたいなと思っております。

それと、教育長にですね、私が申し上げているのはね、要するに学校は、私らは田舎で生活しているので、よく毎日城辺小学校の前と城辺中学校の前を通るものですから、その移り変わっていく状況というのをよく見ているんですね。ですから、合併協議会から合併前に送付された、答申された内容においては、要するに城辺学区が、要するに旧城辺町庁舎跡地、現在の城辺庁舎あたりがですね、地域の核として明記されているものから、國仲昌二議員に対する答弁とこれとの整合性はちょっと欠けているんじゃないかというのを私は問うているんですよ。ですから、もう少しですね、わかりやすいような答弁がいただければなと思っております。

◎議長（佐久本洋介君）

ちょっと休憩します。

（休憩＝午前11時41分）

再開します。

（再開＝午前11時43分）

◎教育長（宮國 博君）

友利光徳議員がおっしゃっていることが、私なりに解釈しますとですね、要するに宮古島市が合併したときに、城辺地区をどうするかというときに、あの城辺地域を中心にしてまちづくりをやっていきましょうねというその地域核の話があると。その中に学校はあるべきだというお話ですか。ことですよ。そういうことなんです。私の理解ではそういうことなんです。私どもとしては、必ずしもそれに縛られることなく、私どもが子供たちに施したい教育環境を整備をしたい。したがって、そういう整備の仕方をできる場所を教育エリアとしてこれから整備をしていきたいと思います。こういうことを申し上げていることとございます。それが先ほど國仲昌二議員との話の中の整合性がないというお話ですが、全く整合性がございましてね、私の説明は、どういうことかといいますと、1村で1校しかないという学校があるんですよ。

ご存じでしょう。それから、山の中に何時間もかけて行かなければ行けないという学校もあるわけです。離島もあるわけです。そういうところは、いわゆるコミュニティーの核として学校周辺にまちができたという話、まちといいますか、その村の中で、あるいはその地域の中で学校をつくる時に、そこに置いて、そこに公民館を利用するような形での学校の利用の仕方があると、そういうところがあるので、そこはその小さい学校のよさを十分に利用して学校の存続を図りなさいというのが文部科学省の意見なんです。ですから、やるなど言っているわけじゃないんです。できない地域がありますよと。そこは、今まで申し上げたとおりのことを十分に生かして存続を図れというのが文部科学省の見解であると、この手引書の話であるということをご説明申し上げます。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

なお、ただいま議題となっております日程第4、議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定については、地方自治法第74条第4項の規定により、議会は条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないとなっております。また、地方自治法施行令第98条の2第2項の規定により、議会は、条例制定請求代表者が複数あるときは、意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数を定めるものとなっております。

お諮りします。本案に係る地方自治法第74条第4項の規定による条例制定請求代表者の意見陳述は、本日2月19日午後1時30分から宮古島市議会議事堂で行うこととし、意見陳述をする条例制定請求代表者の数は3人以内、意見陳述をする時間は全体で30分以内としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、地方自治法第74条第4項の規定による条例制定請求代表者の意見陳述は本日2月19日午後1時30分から宮古島市議会議事堂で行うこととし、意見陳述をする条例制定請求代表者の数は3人以内、意見陳述をする時間は全体で30分以内とすることと決しました。

なお、ただいま議決された事項については、地方自治法施行令第98条の2第1項及び第3項の規定により条例制定請求代表者に通知を、また地方自治法施行令第98条の2第1項の規定により告示及び公表をしなければならないとなっております。

通知、告示及び公表のため、しばらく休憩し、午後1時30分から再開し、条例制定請求代表者の意見陳述を行います。

休憩します。

（休憩＝午前11時47分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

ここで、諸般の報告を行います。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

休憩中、地方自治法施行令第98条の2第1項及び第3項の規定により意見陳述をする旨の申し出のあった条例制定請求代表者、岸本邦弘君、近角敏通君、松田さや君に地方自治法第74条第4項の規定による条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与についての通知を行いました。また、地方自治法施行令第98条の2第1項の規定により、条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与についての告示及び公表を行いました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

それでは、条例制定請求代表者の意見陳述を行います。

条例制定請求代表者の着席を求めます。

休憩します。

（休憩＝午後1時32分）

（条例制定請求代表者、岸本邦弘君、近角敏通君、松田
さや君、着席）

◎議長（佐久本洋介君）

再開します。

（再開＝午後1時33分）

ただいま議題となっております日程第4、議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定については、地方自治法第74条第4項の規定により、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないとなっています。

意見陳述をする旨の申し出のあった条例制定請求代表者の岸本邦弘君、近角敏通君、松田さや君であります。

ここで、条例制定請求代表者に申し上げます。意見陳述は、演壇にてお願いします。意見陳述をする時間は全体で30分以内となっておりますので、時間をお守りください。意見陳述は、岸本邦弘君、近角敏通君、松田さや君の順で行います。また、発言の内容については、発言された全文が会議録として公開されますので、個人のプライバシーを侵すおそれのある発言や個人の尊厳を傷つけるような発言をしないよう十分にご配慮をお願いします。

なお、傍聴人の皆様にあらかじめ申し上げます。宮古島市議会傍聴規則の規定により、傍聴人は拍手をしたり発言をすることは禁止されていますので、よろしくお願いします。

それでは、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定について、初めに条例制定請求代表者、岸本邦弘君の意見陳述をお願いします。

◎条例制定請求代表者（岸本邦弘君）

きょうはですね、こういう機会を与えてくださった市長並びに議会の議員の皆様には本当にお礼申し上げ

ます。

このたびの宮古島市の幼稚園、小学校、中学校の統廃合の問題に関しての住民投票条例制定、これは宮古島市始まって以来のことです。住民がですね、何を考えているのかということ、ぜひこの条例を通していただいて、議会が決めたこと、そして行政がやっということが、本当に住民が今それを支持しているか、そして何を疑問に思っているか。決めたことであってもですね、私たちは時にはやはり考える必要があるものがあります。それは、みんなそれぞれいろんな考えがあるから、誰か1人が優秀な者がいて、決めても、人間ですから、間違えます。たまには間違えます。その間違いが少なくなるように、それぞれが考えて、そしてこれをやった場合に今すぐどうなるか、そして10年後どうなるか、100年後はどうなるか、そこまで考えないといけない問題もあるんです。それは、宮古島市、もちろんこの統廃合の該当する地域は200年、300年と続いてきた歴史があります。この歴史を、私たちのこの宮古島市の、今ここにいらっしゃる議員の皆さん、そして下地敏彦市長、この歴史をですね、一変させるんです。ぜひいいものにしていただきたい、いいものをつくっていただきたい、ただそれだけです。そのために住民が声を聞いてほしい。争い事ではありません。いいものをつくりたいんです。

私は、職業柄、医師という立場では、患者を治したい、病気をよくしたい、そのために何をするか。患者さんがおなかが痛いと言ったら、おなかが痛い、聞く、さわる、そして、あっ、これじゃないか。盲腸だと考えた。では、どうするんですか。検査をします。また、もう一回改めて、治療もした後に、また聞きます。大丈夫ですか。どうなりましたか。繰り返しです。自分がやったことが、考えていることが正しいのか、正しかったか。ほとんどは、100%正しいことはできません。ただし、正しくなるように努力をします。それは、私も間違えることがある。患者さんも正しく情報を伝えないこともある。それは、繰り返す中で正しさを追求していく。それは誰のためですか。私のためでもあるし、患者さんのためでもあるんです。そのことがひいては一人一人、宮古島にいる人、私にかかわる人、つながりのある人、それがいい方向になる。

これを学校統廃合で考えてみましょう。問題は同じです。違うと言う方もいるかもしれませんが、問題は、解決しなければならない問題が、いい学校をつくって、子供たちのために、いい学校で、いい学力をつけたい、つけさせたい、それは誰でも考えます。当然です。学校は、子供が通って学ぶところです。しかし、この子供は誰が育てたんですか。誰がつくったんですか。親がいます。おじいちゃんがあります。その前のおじいちゃんもいます。そうやってつながってきたんです、学校は。勉強するだけではないんです。ずっとそこには先祖代々のつながりがあるんです。そうやって学校以外でも、その地域の住民はその子供たちを時には怒ったり、だめだよ、たばこを吸っている小学生を見たらもちろん怒ります。当たり前です。そうやって地域は、学校でできないことも、ちゃんと一緒にやってきたわけです。そこで、この地域の力がなければ、学校はうまくいきません。学校をつくったとしても、その地域が弱ければ育ちません。人がいなければ学校は消滅します。新しい学校をつくっても、そこに住民が住まなかったら、生徒は、子供はそこには学べません。学校だけ残ってしまいます。

ですから、今回の住民投票条例に関しての制定に関しては、私がなぜこういうことをしたかということ、伊良部の住民、そして城辺の住民の方には、やはりまだ声を聞いてほしいという、その声があるんです。行政の力は大事です。議会の力は大事です。誰も否定はしません。皆さんの力は大事です。たくさんの方

題を抱えて、決めていただく、それは私たちの代表者、とても大事な仕事です。私たちはできません。お願いをする立場です。ただし、もう一つあります。住民の声を聞いて、それで議会が、議会の皆さんは、それで議会を運営していくという、そのもう一つの住民力、住民の力を生かしていただきたい。その2つがうまくいくことによって、市の行政、そして議会運営、それぞれがうまくいくと思います。ぜひこの声を聞いていただきたい。2,247名、この人数の重さをぜひ知っていただきたい。宮古島市の市政十三、四年になりますかね。10周年を記念してフラダンスが伊良部大橋でありました。1,502名、ギネス記録です。世界記録を宮古島市は塗りかえました。その人数を超える2,247名が、この学校に対してつながりを持っている住民が、もちろんこの声を聞いてほしいという住民投票条例に対してみんなが声を上げていることをぜひ市長初め議会の皆さんに、議員の皆さんにはしっかりと制定していただけるよう心からお願いして、陳述といたします。よろしく申し上げます。

◎議長（佐久本洋介君）

次に、条例制定請求代表者、近角敏通君、お願いします。

◎条例制定請求代表者（近角敏通君）

よろしく申し上げます。私は、東京から宮古伊良部島に移住しまして、おかげさまでこの旧正月で丸20年になりました。近角と申します。ここは、ズミな島、最高の島だと思っております。仕事は、下地島でハーブ栽培加工と福祉と観光をつなげたNPOをやっております。市にも大変お世話になっております。島で生まれた長男は、ダツマスお祝いを御嶽でいただき、伊良部幼小中でお世話になっております。私自身も、この7年間、週1回、伊良部小学校の各教室で絵本の読み聞かせをやらせていただいています。子供たちは、1学年20名前後で、感性はとても豊かです。今小学校は、花が一面に咲いております。小中とも、先生方は、よりよい教育を日々目指されています。

さて、住民投票条例は、学校統廃合反対のための条例ではありません。学校に密接な関係にある地域住民への十分な説明と意思の確認を求める条例です。午前中の議論を聞いていまして、学区という考えは非常に大切ではないかなと思います。多くの住民が代々その学校の卒業生、子や孫が通う、歩いて通える、行事等で支え合う、地域の地震津波避難所でもある、大切な学校です。歩いて通える範囲にある学校ですから、災害のときも、交通が寸断されても、歩いてみんな避難できる場所で、大切な場所であるわけですね、学校というのは。そしてまた、子供たちが歩いて通っている。そして、行事でいえば、例えば市の体育大会を考えると、例えば伊良部だったら、伊良部学区、佐良浜学区に分かれて、非常に対抗意識を燃やして、切磋琢磨するわけですね。また、城辺だったら、西城、福嶺、砂川、城辺と4つに分かれて、4つの学区が全体の中で競い合うという、そういうことでやっているわけですけども、そこでそれぞれが代表で非常にその地区を代表して、地区の声援を受けて、地区を背負って、力を出すわけですね。それは、大人の場合もそうですし、子供の場合もそうではないでしょうか。子供もそれぞれの地域の応援を背負って、それで切磋琢磨するわけですね。ですから、学区というのは非常に大切なやはり単位ではないでしょうか。その中で、みんな子供を育て、それから大人たちも集い合っている、神事もその単位で行われているというわけですね。そこが、例えば学区が統合された場合に、城辺は城辺学区、伊良部はライバルで競い合っていたのが1つになって、伊良部と呼ぶのか、佐良浜と呼ぶのか、結の橋と呼ぶのかわかりませんが、果たしてどうでしょうか。子供の場合も、やはり同じように、1つに統合されてしまったら、や

はり活躍の場面は確実に減りますよね。リレーの代表4人が、16人だったのが4人になってしまうわけですよ。ですから、この単位って非常に大切なのではないのでしょうか。ですから、投票も当然その学区の人たちが本当にこの学区はどうあったらいいのか。その学区の人数が少なければね、その人数が、人口がふえるような努力をしていくべきではないのでしょうか。団地をつくるとか、新しい産業をつくるとか、創意を凝らしてその学区を盛り上げていくということが必要じゃないのでしょうか。その中で再び活性化していくということを目指すのが、統合するよりも先にやるべきことではないのでしょうか。

それであると、ですから私は学区のことは学区で決めるのが一番いいと思います。現に住民説明会の、学校統合に対する住民説明会も学区ごとに行われているじゃないですか。それだけ個別の問題なんですよ、これは。もし、それで過半数の投票率が必要だというご指摘、それは私はもっともだと思います。学区の中で行われるんだったら、そのくらいの投票数は当然あってしかるべきだと思います。ただ、3番のですね、市長が言われる、市全体でやるべきだということになると、市全体で、その一つの、伊良部だったら伊良部の地区の問題にどれだけの関心が集まるか。伊良部だったら、もちろん自分たちのことだったから、投票率は8割、9割いくかもしれません。でも、全体にした場合にはどれだけの人が関心を寄せるかわからない中で、投票率、過半数というふうに言われたら、そこで無効になる可能性もありますよね。ですから、やはり当該学区のことは当該学区で決めるということが私は筋だと思います。

それから、この学校、住民の声を大切にすることとは文部科学省も言っております、それは市長の意見書の中でも強調されています。しかし、その強調されている、引用されているところを読みますと、これはどう考えてみても、ここの引用の結論は、住民投票をしようというふうにはしか読めないんですけど、いかがでしょうか。読んでみます。学校規模適正化に関する手引で、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、各市町村において、学校が持つ多様な機能に留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれる。これはもう本当に、だから住民投票をつくって、つくったら、教育委員会が告示、3カ月告示して、3カ月後に投票、その3カ月間で教育委員会が説明会をしていただき、そして十分な、いろんな課題に関する議論を住民で行い、そしてその果てに投票するというね、これは非常に民主的な、非常に大切な仕組みだと思います。それをまさに文部科学省も方針として言っているわけですね。これを受けたら、本当に住民投票をやりましょうよ、皆さん。

それでですね、設置条例採決後の計画についても、もう設置条例が行われている、可決されたのは、伊良部地区、城辺地区、あるわけですが、それについても住民投票によって検証を行っていただきたいと思います。賛成多数を得て、堂々と計画を進めてください。反対多数の場合は、その結果を分析して、最大限に尊重して、判断されてくださいということです。本当に宮古島を民主主義が生きた市にしていきたいと思います。それは、住民参加による市や議会の発展につながると思います。押しつけや諦めや恨みの中からは、豊かなものは生まれません。子供に対してこう言いますよね。大切なことはお互いにおなかの底から正々堂々と意見や知恵を出し合って、どうしたら一番いいか決めていこうね。そして、みんなで力を出し合って実行していこうね。その教育や社会のあり方を、子供の見本として、子供のために、この条例の制定を通して、大人が実現してまいりましょう。どうぞよろしくお願いします。議員の皆さん、住民の声

を大切をお願いします。

次に、簡単に伊良部のことを書きます。伊良部の場合をお話しします。小中一貫校の是非を問う、保護者、児童生徒、教職員、地域住民に向けた意思の確認、アンケートの実施は、今のところありません。昨年7月、住民主催の教育委員会住民説明会の折、説明に納得できないと答えた参加者は、アンケートで95%でした。教育長は、第2回の住民説明会の開催を拒否され、説明会に来ない大半の住民、サイレントマジョリティーは計画に賛成のはずだと言われました。ぜひ住民投票でさまざまな課題の解決を図りながら、住民意思を確認、実証していただきたいと思います。例えば説明会で、娘が孫を連れて帰ってくると言っているが、伊良部小学校がなくなったら帰ってこれないと嘆いていると周囲の人たちに訴えた方がいました。そういう方に、学校がなくなるのではない、スクールバスに乗ってこのような内容の学校に通える等の十分な説明をして、その方の適否の判断をいただけたらと思います。そのための説明の期間であり、投票だと思えます。

最後に、説明を要する伊良部のさまざまな課題を挙げてありましたが、時間が来ましたので、ここまでとします。課題を明らかにしつつ、ともにですね、戦いではありません。ともに解決を図ってまいりましょう。どうぞ住民投票条例の制定、よろしく願いいたします。

◎議長（佐久本洋介君）

次に、条例制定請求代表者、松田さや君、お願いします。

◎条例制定請求代表者（松田さや君）

私は、2001年に初めて宮古島に来て、宮古島が大好きになって、宮古島に移住して17年になります。城辺の福嶺に住む松田と申します。よろしくお願いします。子供が3人いて、楽しく暮らせていただいています。ありがとうございます。

文書をつくってきたので、読み上げさせていただきます。昨年、平成29年8月、教育委員会が城辺地区統合中学校用地として西城中学校を選定し、市議選挙前の9月定例会では、それに伴う条例改正案を提案しました。議会では、住民の声とともに、反対多数で否決してくださいました。その3カ月後に開会される12月定例会の開会わずか2日前に、教育委員会は住民への報告会を開催して、その場では多くの城辺住民から疑問点や指摘事項など質問が相次ぎましたが、それらにほとんど答えてもらうことはできませんでした。議会での指摘どおり、教育委員会が地域住民との意思疎通をしないまま強引に進めてきたことを露呈するような形となりました。そんな状況の中、選挙後の新しい議会に対し、教育委員会は9月に否決された議案と全く同じ議案を12月定例会で審議しました。そして、議会はこれを可決してしまいました。

このことは、城辺住民だけのことではなく、宮古島の民主主義や議会制度を問われる重大な出来事だと言えらると思います。どのようなことかという、1つ目に、民主主義の中で議会議決を軽んじるような教育委員会のやり方に対して、何らかの理由で議会でチェックできなかったということ。2つ目に、住民の声が反映されるはずの議会で、住民の声が反映されなかったこと。具体的に住民の声というのは、1つ目に、今教育委員会が上げている議案は城辺住民から受け入れられていないということ。2つ目に、日本の文部科学省や衆議院文部科学委員会の決議に沿わない統廃合を宮古島がしてしまいそうになっているということ。3つ目に、9月に上げた議案から無修正の議案を12月定例会に審議するという行政手続としては絶対にあり得ない、民主主義の基本を無視したようなやり方をチェックしてほしいという声です。この3

つの内容は、昨年12月初めの教育委員会主催の説明会で多くの住民から指摘、意見が相次ぎ、用地選定、また統廃合計画自体に納得できないことを教育長や教育委員会にきちんと届けました。地域社会の中で学校が存在する重要性はとて大きく、学校規模適正の必要性以上に、地域がよりよく支え合って存在していくために、もっと大切にしていかなければならないことがあると住民は訴えました。

さらには、12月12日、砂川、城辺、福嶺保護者及び住民有志会から、西城の用地選定結果を白紙に戻し、もう一度地域と十分な話をしてほしいと要請書を持って市長にお願いしに行きました。お母さんたちが涙をこぼしながら市長に話し、お願いしたことを市長たちは覚えていらっしゃると思います。市長に話してお願いしたことを市長は覚えていらっしゃると思います。12月17日には城辺住民大会が開催され、市長宛てに大会決議書としても城辺の声を届けました。

城辺統廃合問題は、地域住民にとってとてもデリケートな問題です。住民意見を無視して強行採決することになれば、地域住民の不満は募り、地元での対立感情が避けられません。住民の思いがばらばらなまま新中学校をつくっても、新中学校の将来性にも不安が残ります。実際に砂川の保護者は、このまま統廃合するなら子供たちを上野に通わせると言っています。砂川や友利に伝わる文化や獅子舞は、統合して学校がなくなった後はどのように継承していくのでしょうか。教育委員会や議会は、そのようなことまで配慮していただいているのでしょうか。

それに加えて、本来は規定のある校区外転校についても現在教育委員会が原則なく認めている今、新校舎をつくって統合しても、自由に転校できるなら、果たして何人の子供たちが新しい学校に通うことになるのでしょうか。だからこそ、もう一度地域と行政が一体となり議論を重ね、慎重に進めていってほしい。用地選定の白紙はもちろん、統廃合計画自体を根本から白紙にしてほしい。統廃合計画よりも各学校に人数をふやす工夫を市で取り組んでほしいという声が多数あります。

市長や議員の皆様、教育長や教育委員会の皆様には、統廃合計画自体そのものがもともと市民から望んで始まったものではなく、行政側から出た計画だということ踏まえていただきたい。強引な統廃合は、住民に負担だけを与えて、せっかくかけた議会の時間と税金が無駄になるということにならないために、住民とよく話し合ってくださいと住民は訴えています。私たちお母さんは、子供たちの成長やお父さんのお仕事に合わせて食事やおうちの環境などを変えていきます。子供が小さいころ計画していたことが全く違う方向に行ってしまうと、新たな計画を受け入れ、子供や家族に合ったものを提供することに最善の努力をします。学校統廃合計画は、10年ほど前に提案されました。強引に計画を押し通すことが既に地域衰退や分裂を促してしまっています。城辺地域の変化に合わせて計画を変えたり、白紙を検討することも自然なことだと思っています。

今までに、きょうここで行われているような住民と行政とのやりとりがありながらも進んできてしまった現在の学校規模適正化を見て、住民の声を届ける最終手段として、住民投票条例の声が上がったと思います。議員の皆様には、一般市民が貴重な時間を割いてこの署名を集めた今の宮古島市の学校の状況に気づいていただきたい。私もここに来るために小さい子供たちを夫に預け、夫には子供たちを数時間預かるために仕事を休んでもらいました。そこまでも行かなければいけないと思って、私はここにやってきました。議員の皆様は、市民のために、宮古島市をよりよくするために、使命を持って議員に立候補されたと思います。どうか私たち市民の思いを酌み取って、市民から負託された立場として真摯に議会で

話し合っただけのようよろしくお願い申し上げます。

そして、条例にかかわらず、福嶺、来間、池間などの小規模のすばらしさを生かしていける宮古島市としての取り組みが今必要だということを知っていただきたい。現在宮古島市として小規模校に対する努力が全くされないまま、まるで統合を余儀なくされたかのように統廃合を進めるよりも、まず小規模校存続のための努力をどうか忘れないでいただきたいです。小規模校対策委員会を設置する、平良から小規模校へ通学したい方がいるかどうかのアンケートを平良で実施して、市営バスの無料制度を設けてほしい、このような現保護者からの生きた意見、地域の願いを改めてここで届けます。どうか住民の意見に耳を傾けてください。

福嶺については、平成28年度に中学校と幼稚園の休校、休園が相次ぎました。中学校の休校については、福嶺学区住民、将来の受益者である小学生たちとその保護者、中学校の教員さえもが全く知らされておらず、3月に新聞で初めて知らされたことに、下級生の保護者、学校関係者、地域全体が深く悲しんで、どうして相談してくれなかったのだろうという禍根が地域に残ってしまっています。学校が一度休校した場合、もう一度再開校することは大変難しいと言われていています。教育委員会は、規定人数がそろえば再開校すると言いますが、次に入学する1学年だけで規定人数を満たすのは不可能と言える厳しさがあるのが現実です。休校は、まるで簡単に休校しますが、廃校と同じような重さがあります。学校がそのときの数名の保護者の意思のみで休校してしまう、下級生や保護者、地域住民、同窓会、教員、誰も知らないうちに学校がなくなってしまう、そんなことがあって本当にいいのでしょうか。福嶺学区の保護者や地域の悲しみや疑問を皆さんも察することができると思います。中学生全員が転校を希望し、休校が決定されるまでの教育委員会のあり方に多くの住民が疑問を感じ、この福嶺中学校休校の際に、学校がこんなふうになくなってしまふ今の行政の仕組みのどこかに必要不可欠な改善の必要があると強く感じました。宮古島のほかの地域で同じようなことが二度と起こらないためにも、この住民投票条例は宮古島全域にとって有効な条例だと考えます。議員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（佐久本洋介君）

以上で条例制定請求代表者の意見陳述を終わります。

条例制定請求代表者の退席を求めます。

休憩します。

（休憩＝午後2時06分）

（条例制定請求代表者、岸本邦弘君、近角敏通君、松田
さや君、退席）

◎議長（佐久本洋介君）

再開します。

（再開＝午後2時07分）

ただいま議題となっております日程第4、議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、総務財政委員会に付託します。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

(散会=午後 2 時08分)

平成30年

第2回宮古島市議会(臨時会)会議録

平成30年2月20日(火) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

平成30年2月20日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

総務財政委員会
委員長 山 里 雅 彦

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第11号	宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の 制定について	否 決

◎議案第11号

議案第11号については、「これまでたくさんの方々の意見や議会の合議、これまでの選挙経緯や結果などを尊重したいので反対。ただ行政の住民へのつまびらかな回答や、オープンな情報開示を求めたい。」「今はグループ学習が主体。多くの意見、話し合いに基づいて正解のない回答をみんなで導き出したり、社会的人材育成も含めた教育を宮古島でも目指すべき。一定の規模の児童生徒が集団として確保されていることは、教育の目的達成に対してメリットがある。学校規模適正化計画は現状の計画に基づいて進めることが大切なので反対」との反対意見と、「地方自治制度に基づく市民の参政権を用いたものがこの直接請求。市民が議会で決めたことでも直接声を上げ、意思を示すことは地方自治法でも認められており、地方自治制度の根幹をなすものとする。決定権は議会や市長が持っていることは明確だが、主権者である市民の意思や判断を明確にし、声を直接聞くことができるこの条例には賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で、否決された。

平成30年第2回宮古島市議会臨時会会議録

平成30年2月20日

(開議=午前10時00分)

◎出席議員(23名)

(閉会=午前10時26分)

議長(21番)	佐久本 洋 介 君	議員(11番)	高 吉 幸 光 君
副議長(17〃)	上 地 廣 敏 〃	〃(12〃)	國 仲 昌 二 〃
議員(1〃)	新 里 匠 〃	〃(13〃)	友 利 光 徳 〃
〃(2〃)	平 百合香 〃	〃(14〃)	上 里 樹 〃
〃(3〃)	仲 里 夕力子 〃	〃(15〃)	下 地 勇 徳 〃
〃(4〃)	島 尻 誠 〃	〃(16〃)	粟 国 恒 広 〃
〃(5〃)	平 良 和 彦 〃	〃(18〃)	平 良 敏 夫 〃
〃(6〃)	下 地 信 広 〃	〃(19〃)	欠 員
〃(7〃)	砂 川 辰 夫 〃	〃(20〃)	山 里 雅 彦 〃
〃(8〃)	我如古 三 雄 〃	〃(22〃)	棚 原 芳 樹 〃
〃(9〃)	前 里 光 健 〃	〃(23〃)	濱 元 雅 浩 〃
〃(10〃)	狩 俣 政 作 〃	〃(24〃)	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	下 地 敏 彦 君	教 育 長	宮 國 博 君
副市長	長 濱 政 治 〃	教 育 部 長	仲 宗 根 均 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	生涯学習部長	川 満 広 紀 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	狩 俣 篤 希 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定についてを議題とし、総務財政委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。総務財政委員会委員長、山里雅彦。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定について、否決。

議案第11号。議案第11号については、「これまでたくさんの方々の意見や議会の合議、これまでの選挙経緯や結果などを尊重したいので反対。ただ行政の住民へのつまびらかな回答や、オープンな情報開示を求めたい。」「今はグループ学習が主体。多くの意見、話し合いに基づいて正解のない回答をみんなで導き出したり、社会的人材育成も含めた教育を宮古島でも目指すべき。一定の規模の児童生徒が集団として確保されていることは、教育の目的達成に対してメリットがある。学校規模適正化計画は現状の計画に基づいて進めることが大切なので反対」との反対意見と、「地方自治制度に基づく市民の参政権を用いたものがこの直接請求。市民が議会で決めたことでも直接声を上げ、意思を示すことは地方自治法でも認められており、地方自治制度の根幹をなすものとする。決定権は議会や市長が持っていることは明確だが、主権者である市民の意思や判断を明確にし、声を直接聞くことができるこの条例には賛成」との賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で、否決された。

◎議長（佐久本洋介君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの委員長報告に対して質疑をさせていただきます。

まず、反対意見の報告がございますけども、これまでたくさんの方々の意見や議会の合議、これまでの選挙経緯や結果などを尊重したいという反対意見です。それに関連して、当局側の本会議における説明も、7年間の議論と説明を十分行い、議会の意思を示し、選挙結果もあったという、十分住民に対しては説明もし、議論もしてきたということが述べられました。私の認識では、それがまだまだ不十分だと考えますけども、それを踏まえて、質疑の中で、参考人、意見陳述をした3氏に対する、どのような、それに関連して質疑応答があったのか、お伺いします。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

本会議で条例制定請求代表者の岸本邦弘さん、それから近角敏通さん、松田さやさん、総務財政委員会で参考人として出席要求して、来ていただきました。何を今聞いたんですか。そうですね。その中でですね、今回の学校統廃合、住民に十分な説明がないということで、ある意味住民がわからないまま、説明がないまま、そういったものが決められていった。意見を言う場が余りにも与えられなかったということでしたが、そういうことが参考人の主な声でありました。

◎上里 樹君

要するに、だから市民の受けとめというのが住民投票条例の直接請求で十分な説明がない、意見を言う場がなかったと。それを踏まえて、最終判断としての住民の意見を聞いてほしいということが3氏が本会議で意見陳述の中で述べた中身でもありますけども、そういうことを踏まえて、参考人からは、住民投票を実施するに当たって、総務財政委員会質疑の中で、その意義についてどのような意見が述べられましたか、質疑を通して。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

どのようなそういった質疑があったか、答弁があったかということですね。これ岸本邦弘さんの話でありましたが、学校規模適正化計画には反対ではないという意見の中でですね、そういった住民投票条例ではなく、反対する方々の意見を言う、立場を尊重してもらえるような場が欲しいというのが、そういった形での思いを伝えておりました。

◎上里 樹君

反対する方々の意見を尊重してほしいということだったというんですけども、本会議における意見陳述の中では、いわゆる行政側、議会が決めたことに対して、それを否定するわけではないと。住民参加という、それを大事にしたいということで、最終判断、その行政側の評価、議会の側の決定を住民の評価として仰いでほしいということだと思んですけども、反対意見だけが強調されたんですか。再確認。いわゆる反対意見を尊重してほしいと。これは、反対意見も賛成意見も住民投票で議論されることが命だと思うんです、私は住民投票条例の。その立場からお聞きします。なければないで。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

反対、賛成という意見、両方からありましたが、それがわからないから、今回の条例制定という形の請求だったという意見があったというふうに思っております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

私は、今はグループ学習が主体であるという、その文句がですね、きのうの条例制定における意見を述べた方ですね、趣旨と、この文章がどうもかみ合わないなと思うんですけどもね。どうなんですか、総務財政委員長。きのうの意見を述べた方々は、あくまでも条例を制定してほしいという、統廃合反対じゃなくて、条例を制定してほしいという意見を述べていたと私は思っているんですけども、これはあくまでも、もうこの文章というのは統廃合ありきの、いわゆる一步前に進んだような形の文章の書き方じゃないかなと私は思うんですけども、どうですかね、総務財政委員長。どうぞ。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

そういう意見があったということで、今回報告書に書いていただきましたが、ある、ほとんどの賛成する方々の委員の皆さんはですね、やっぱり学校規模適正化がある一定、というのはある一定のグループの中で、たくさんの多様性の中で、意見を聞いたり言ったりする中で、あるべき学習をしたほうがいいんじゃないかという声が少し委員の中でもありました。そういうことで、そういった部分になったというふうに思っております。

（「議長、休憩してください」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時13分）

再開します。

（再開＝午前10時14分）

◎友利光徳君

これはね、どうも私の能力不足かもしれないんだけどね、どうもこれ理解できないんですよ。いわゆるきのうの3人の方の意見というのは、繰り返すんですけども、要するに条例制定に対する意見だったですよ。しかし、これは、この文言を見ると、一歩前に進んでいるんですよ。要するにもうこの時点で、私この文章はおかしいと思うんですよ。違いますかね。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

委員会審査結果報告書というのは、そういう現状を踏まえた委員の皆さんが、今統廃合は伊良部地区でも小中一貫校進んでおります。城辺でも進んでおります。その中で議論をした結果がきょうのこの報告書になっているんですよ。友利光徳議員がおっしゃる一歩前へ進んでいるという、少しこれが理解できないんですが、今の現状の中での今の委員の皆さんのこれは意見でありますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いします。

◎友利光徳君

申し上げたいことはですね、いわゆる条例制定の趣旨がどうも理解されていないような気がするんですね。ということは、今総務財政委員長がおっしゃっているのは、要するにその中で意見を述べたのを集約しているというふうな言い方しているけども、これは、この文章というのも、この文言はね、いわゆる統廃合を進めるためにおけるこれはあくまでも学校の教育のあり方を示しているわけですよ。ですから、かみ合わないんじゃないですか、これは。総務財政委員長。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

そういう意見もあったということでの報告書であります。参考人の皆さん、お三方ですね、そういった学校規模適正化に関する話の中にはですね、ちょっと隔たりがありましたが、基本は、聞いたところ、学校規模適正化に関する反対のための住民投票ではないということを私は感じました。それが岸本邦弘さんも話されていたと思うんですが、その反対する方々の意見を現状どのような形であらわすか、聞いてほしいかということの、そういった意味での今回の直接請求の内容だというふうに思っておりますので、そういう委員の皆さんの意見を含めて、岸本邦弘さん、参考人の皆さんがおっしゃったというふうに理解し

ております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

◎狩俣政作君

議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定についてに対し、反対の立場から討論いたします。

学校規模適正化については、合併当初から第1次宮古島市総合計画の中でも重要な課題とされており、宮古島市議会において平成22年に最初の一般質問が行われております。以来7年間にわたり、委員会や協議会を設置し、議論、討論を重ねながら、課題解決が適切に進められたと考えております。経緯や経過をさかのぼってみても、妥当な判断がなされたと考えます。教育的な観点からも、子供たちの将来を思い、学校規模適正化は必要性があると考えます。よって、議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定についてに反対します。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎島尻 誠君

私は、議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定について、賛成の立場から討論します。

この住民投票条例制定を求める約2,200名余りもの署名も市民からの強い総意であり、声を上げられない住民の意思表示だと理解しております。教育の理念は、学校、家庭、地域での道徳教育を豊かにする環境づくりです。そして、子供たちの精神をつくり上げていきます。その子供たちの親が、そして地域の方たちが声を上げているのを到底無視できるものではないと考えます。平成23年において基本方針を決定した後も計画に沿って積み上げてきた実績を重視する、きのうの委員会でのお話もありました。しかし、地域で長年にわたり培ってきた学校の存在を、基本方針の計画ありきではなく、住民の意思が反映される結果をもつての判断が望ましいと私は考えます。よって、この住民投票条例制定案に賛成いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎平 百合香君

議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

付託された総務財政委員会の議論も傍聴させていただきました。計画反対のための住民投票ではなく、

反対意見がある現実を踏まえ、意見を出す場をつくってほしいという内容を達成するための手段としては、条例を制定し、賛否を問うという性質の住民投票は、その手法として、今回の議論の中では必要性を感じられませんでした。よって、議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定についてに反対いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎國仲昌二君

私は、議案第11号、宮古島市幼稚園、小学校及び中学校の統合又は廃止計画に関する住民投票条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

地方自治制度というのは、間接民主制を取り入れています。全ての決定を首長と議会が行うのではなく、いざとなったら市民が直接決定できるよう直接民主制を取り入れて、両方を並立させています。具体的には住民によって任期途中で首長や議員をリコールしたり、議会を解散させる、あるいは直接請求できるということなどですが、今回の住民投票条例の提案も直接民主制の一つであり、地方自治法に保障された主権者である市民の権利と言えます。そうした権利は、民主的な手法として、最大限認めなければならないというふうに考えます。ただ、一方で、議会や首長の権限も地方自治法で付与されており、この権限もまた侵すことはできません。したがって、この条例案は、その選挙結果が学校統廃合計画の判断を拘束するものではないということであり、ここで大事なことは、地域と密接に関連がある学校統廃合の問題について、主権者である地域住民が、十分な合意形成がされていない、このままでは地域の将来が心配、事業を進めるにしても地域の意思を確認してほしいと声を上げて、その賛同者が約2,000人もいるということです。この主権者である市民の声を聞くべきかどうかを問われているんです。私は、ぜひ聞くべきだと考えます。よって、この住民投票条例、可決すべきだと考え、賛成いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

本案に対する委員長報告は否決でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本案は挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

議案第11号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手少数であります。

よって、議案第11号は否決されました。

これにて今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして平成30年第2回宮古島市議会臨時会を閉会します。

（閉会＝午前10時26分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成30年2月20日

宮古島市議会

議長 佐久本 洋 介

副議長 上 地 廣 敏

議員 平 百合香

〃 島 尻 誠